

医 第 1 6 0 8 号

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

保健所設置市 衛生主管部（局）長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長

（公印省略）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い
のためのガイドラインの一部改正について（通知）

このことについて、平成 2 8 年 1 2 月 1 日付医政発 1 2 0 1 第 5 号、薬生発
1 2 0 1 号第 1 号及び老発 1 2 0 1 第 1 号で厚生労働省医政局長、厚生労働省
医薬・生活衛生局長及び厚生労働省老健局長から別添写しのとおり通知があり
ましたので、御了知くださるようお願いいたします。

また、本文中の別添 1 及び 2 については全文で 9 0 ページとなりますので、
医療整備課の「医療機関・歯科技工所・施術所等に係る通知」のページへ掲載
しますので参照願います。

なお、下記関係団体、市町村長及び病院管理者宛て別途通知していることを
申し添えます。

【参考】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/chiikiiryuu/iryuuhoujin/kannri.html>

記

公益社団法人千葉県医師会
一般社団法人千葉県歯科医師会
一般社団法人千葉県薬剤師会
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部
一般社団法人千葉県民間病院協会



担当：

健康福祉部医療整備課医療指導班

高田智子

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 8 4

FAX 0 4 3 - 2 2 1 - 7 3 7 9



医政発 1201 第 5 号
薬生発 1201 第 1 号
老発 1201 第 1 号
平成 28 年 12 月 1 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から内閣府が平成20年7月に定めた個人情報保護に関する「ガイドラインの共通化の考え方について」(平成20年7月内閣府)が平成26年11月に改正されたことを受け、ガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

記

1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

2 改正の概要

(1) 個人情報の適正な取得

個人情報の適正な取得を行う観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保」中の【その他の事項】に、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の個人情報保護法の遵守状況を確認するとともに、実際に取得する際には当該個人情報の取得方法等を確認するよう努めなければならない旨を新たに記載する。

(2) 安全管理の強化

個人情報の安全管理の強化の観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督」の「(2) 安全管理措置として考えられる事項」において示している参考となる取組に、次の点の追加等を行う。

- ・個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ・物理的安全管理措置
- ・技術的安全管理措置

(3) 委託先の監督強化

委託先の監督の強化の観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督」の「(3) 業務を委託する場合の取扱い」において示している、個人データの取扱を外部委託する際の留意すべき事項について、次の点の追加等を行う。

- ・委託先事業者の安全管理措置の確認
- ・再委託の可否及び文書による事前報告又は承認手続
- ・受託者の再委託先に対する監督

(4) その他、ガイドラインに記載された法令名の修正や記録例を網羅的記載から例示に改める等、所要の改正を行う。